

申込先

取扱金融機関

銀行

三井住友、三菱UFJ、りそな、みずほ、但馬伊予、池田泉州、百十四、山陰合同、京都四国、中国、阿波、山口、広島、南都、関西みらいみなと、徳島大正、トマト、三井住友信託

信用金庫

尼崎、姫路、日新、兵庫、神戸、播州、淡路、西兵庫、但陽、中兵庫、但馬、北おおさか、鳥取、大阪、備前日生、大阪シティ、京都北都

信用組合

兵庫県、淡陽、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、兵庫県医療

商工組合中央金庫

神戸、姫路、尼崎の各支店

農業協同組合

ハリマ、たじま、丹波ひかみ、兵庫六甲、相生市、みのり、兵庫南、あわじ島、兵庫県信用農業協同組合連合会

【注】・上記金融機関の兵庫県内の店舗に限ります（一部資金は除く）。
・一部の金融機関では、取り扱っていない資金もあります。

相談窓口

●兵庫県産業労働部(制度融資担当)及び県民局・県民センター・商工労政担当課

兵庫県産業労働部(制度融資担当) (078) 362-3321

神戸県民センター県民・産業振興課 (078) 647-9087

阪神南県民センター県民・産業振興課 (06) 6481-7669

阪神北県民局地域振興課 (0797) 83-3155

東播磨県民局県民課 (079) 421-9610

北播磨県民局県民・商工観光課 (0795) 42-9415

中播磨県民センター産業観光課 (079) 281-9260

西播磨県民局地域づくり課 (0791) 58-2141

但馬県民局地域づくり課 (0796) 26-3686

丹波県民局産業振興課 (0795) 73-3784

淡路県民局県民・商工労政課 (0799) 26-2087

●神戸市経済観光局経済政策課 (神戸市産業振興センター内) (078) 360-3206

●(公財)ひょうご産業活性化センター (078) 977-9076

●県内の商工会議所、商工会

●環境関連の融資相談窓口

兵庫県環境部

地球温暖化対策設備等設置資金担当 (078) 362-9081

最新規制適合車等購入資金担当 (078) 362-3287

兵庫県信用保証協会の信用保証制度

原則、兵庫県信用保証協会の保証が必要です。
保証料率については、各企業の経営状況等を加味した料率体系(9区分)になっています。
詳しくは、信用保証協会へお問い合わせください。

信用保証申込みに関し、あっせんするなどと言って、あっせん料・手数料・謝礼金等を要求する者がいるようですが、お支払いいただくのは融資実行時の保証料のみです。

兵庫県信用保証協会

神戸事務所 (078)393-3909 淡路支所 (0799)22-4493
阪神事務所 (06)6411-4133 西脇支所 (0795)22-6775
姫路事務所 (079)289-3611 加古川支所 (079)424-1105
但馬支所 (0796)22-5171

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度

●中小企業の持つ技術力、成長性等について(公財)ひょうご産業活性化センターが評価書を発行しています。
●技術・経営力評価を受けて、県制度融資を利用された場合、保証料が割引かれる場合があります。

連絡先

(公財)ひょうご産業活性化センター 成長支援課 (078)977-9077

令和4年度

兵庫県中小企業融資制度のごあんない

中小企業者(法人及び個人企業)がご利用できます

制度融資のお申込は取扱金融機関の県内店舗へ (取扱金融機関については裏面をご覧ください)

ご利用目的別ガイド

事業の発展・事業承継等に取り組むとき

新分野進出資金

設備の新設・更新等に取り組むとき

設備投資資金

新たに事業を始めるとき・開業後1年未満のとき

開業資金

県が指定する拠点地区に進出するとき

立地資金

一般的な運転資金を必要とするとき

長期資金・短期資金

小規模事業者の方が資金を必要とするとき

小規模資金

速やかな資金調達を必要とするとき

経営活性化資金

売上の減少等、経営状況等が厳しいとき
借換により返済負担を軽減したいとき

経営安定資金
借換資金

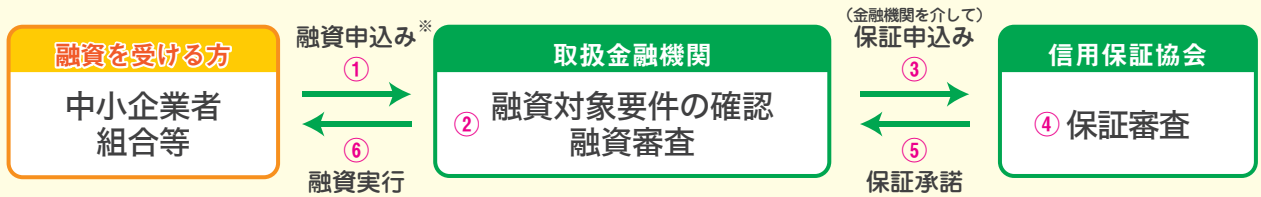
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少しているとき

新型コロナウイルス感染症対策資金

神戸市内に主たる事業所がある方が資金を必要とするとき

神戸市独自資金

融資を受けるための手続き



※ 必要に応じて、市町(商工主管課)、商工会議所・商工会等より融資要件の認定を受ける必要があります。
※ 一部信用保証協会・商工会議所・商工会・神戸市で申込みできるものもあります。

兵庫県産業労働部(制度融資担当)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL (078)362-3321
https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



兵庫県 中小企業融資制度

検索

資金名		資 金 使 途	融 資 条 件			申 込 み の で き る 方 (主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合もあります。)
			限 度 額	利率(年)	融資(据置)期間	
進出 資金	事業応援貸付	設備 運 転	1億円	1.10%	10年(2年)	・既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への各種取組みにより、融資後概ね2年以内に売上増加が見込まれる方
	事業承継支援貸付		2億8,000万円	0.90%		・事業承継を予定している方、又は事業承継をした方
設備 投資 資金	設備投資促進貸付	設備及びこれに伴う 運 転	3 億円	0.90%	10年(2年)	・設備の新設・更新を行う方
			15 億円		15 年(2年)	・策定したBCPに基づき施設の耐震改修等防災関連対策を行う方
			30 億円			・旅館業法に基づく許可(旅館・ホテル営業)を受けて、ホテル・旅館の新築又は改修を行う方
開業 資金	新規開業貸付	設備 運 転	3,500万円 (うち、 経営者保証免除貸付 500万円)	0.60%	10 年(1 年)	・新規に個人で、又は新たに会社を設立して事業を開始する方 ・上記を満たす在留資格「経営・管理」の取得見込の外国人等 ・営業開始後1年未満の方(既に他の事業を営む方は対象外)
	経営者保証免除貸付					・新規開業貸付の要件を満たす法人で、取扱金融機関から当該貸付金額に対する1割以上の金額のプロパー融資を、経営者保証なしで同時に受けられる方
	再挑戦貸付		2,000万円	15 年(3 年)	・個人事業主又は法人の経営者で、経営状況悪化による事業廃止又は解散をした方で、適正な事業計画により再起業を図る方	
資立 金	拠点地区進出貸付	設 備	100 億円 ※融資対象事業費 の 80%	0.75%	15 年(2年)	・県産業労働部(産業立地担当)の確認を受け、県が指定した拠点地区に進出し、県内常用雇用者を 11 人(促進地域は6人)以上雇用する方

経営安定資金	経営円滑化 貸付	運 転	1 億円	0.80%	10年(2年)	・ 最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方など
	災 害 対 応 貸付	災害の規模・態様に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う				・ 県が指定する災害により、事業所等に被害を受けた方
	企 業 再 生 貸付	設 備 運 転 借 換	2 億円	1.40%	15年(3年)	・ 兵庫県中小企業活性化協議会、金融機関などによる支援体制が構築され、再生が見込まれる方など
					15年(5年)	・ 経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)を受ける方 ・ 経営改善サポート保証(感染症対応型)を利用の場合、保証料の一部を補助
	経営力強化 貸付		2億8,000万円	1.00%	設備 7年(1年) 運転 5年(1年) 借換 10年(1年)	・ 経営力強化保証を利用し、経営改善や経営力強化に取り組む方
資借金換	借 換 等 貸付	県・神戸市融資制度等返済資金	1 億円	1.50%	10年(1年)	・ 兵庫県中小企業融資制度などの既往借入金の借換により、経営の安定・改善が見込まれる方

新型コロナウイルス感染症対策資金 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少する中小企業者に対し、融資制度の要件緩和を行い、資金繰りを支援します。 (セーフティネット保証4号・5号の認定取得等が要件となっていますが、認定は県内市町の商工主管課にて実施しています)				緊急対応策のため、取扱いの融資条件・終期は年度途中で変更となる場合があります。 (最新の情報を兵庫県HPでご確認ください。)	
伴走型経営支援特別貸付	設備 運 転 借 換	6,000万円	0.90%	10年(5年)	・セーフティネット保証4号・5号(売上高等が15%以上減少している方に限る)の認定を取得または所定の売上減少要件を満たした方で、経営行動に係る計画を策定した方(保証料の一部を補助)
新型コロナウイルス対策貸付	設備 運 転	2億8,000万円	0.70%	10年(2年)	・最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方、又は売上高等が減少し、セーフティネット保証4号・5号の認定を取得した方
借換等貸付 (新型コロナウイルス対策)	県・神戸市 融資制度等 返済資金			10年(1年)	・兵庫県中小企業融資制度などの借入残高があり、既往債務の負担軽減が必要な方で、新型コロナウイルス対策貸付の要件を満たす方
経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)	運 転	5,000万円	金融機関 所 定		・速やかな資金調達が必要な方(取扱金融機関と1年以上の与信取引が必要)で、新型コロナウイルス対策貸付の要件を満たす方

融資対象者	●原則として、県内に事業所を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する中小企業者及び組合等（NPO 法人も対象）	
	●次の場合は、兵庫県中小企業融資制度をご利用できません。	
	・信用保証協会の保証付き融資を受け、返済が延滞している場合、及び代位弁済中である場合 ・金融機関から融資を受け、返済が延滞している場合 ・大企業等から単独で 50%以上の出資を受けている場合 ・暴力団等反社会的勢力と認められる場合 など	

中小企業者	中小企業者	常時使用する従業員	資本金の額等
	個人企業 NPO法人	製造業・旅行業・その他 300人以下 卸売業・サービス業 100人以下	—
	会社	小売業 50人以下	製造業・旅行業・その他 3億円以下 卸売業 1億円以下 小売業・サービス業 5,000万円以下
	資本金の額等又は従業員の数のいずれか一方が該当すれば、対象となります。 個人企業とNPO法人は、資本金の額等は関係ありません。なお、次の業種は右表の基準によります。		

業種	常時使用する従業員	資本金の額等
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ 及びチューブ製造業並びに工 業用ベルト製造業を除く）	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
旅館業	200人以下	5,000万円以下

資 金 名		資 使 金 途	融 資 条 件			申 込 み の で き る 方 (主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合もあります。)	
			限 度 額	利率 (年)	融資(据置)期間		
長 期 資 金		運 転	企業5,000万円 組合1億円	1.50%	10年(2年)	・ 長期の一般的な運転資金を必要としている方	
短 期 資 金			3,000万円		1年又は6か月	・ 短期の一般的な運転資金を必要としている方	
小規模資金	小規模無担保貸付	設 備 運 転	2,500万円	1.40%	7年(6か月)	・ この資金の申込額を含め、信用保証協会の保証残高が4,500万円以下の方	
	特別小規模貸付		2,000万円	1.20%		・ この資金の申込額を含め、信用保証協会の保証残高が2,000万円以下の方	
経 営 活 性 化 資 金		設 備 運 転	5,000万円 運転資金のみは 3,000万円	金融機関 所 定	7年(1年) 運転資金のみは5年(6か月)	・ 取扱金融機関と1年以上の与信取引があり、短期間の審査により資金調達を図ろうとする者	

神戸市独自資金

こうべ小規模 ^(注1)	設 備 運 転	400万円	1.40%	7年(1年) (設備のみは1年6か月)	常時雇用する従業員が20人以下の方 (商業・サービス業・宿泊業・娯楽業・旅行業を除く)は5人以下)	・小規模事業者の方
こうべ無担保 ^(注1)			・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が2,000万円以下の方			
こうべおうえん ^(注1)			・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が2,000万円以下の方			
こうべ若者支援貸付 ^(注2)			・営業を開始して5年未満の方 ・40歳未満の方(会社の場合は代表者)			
こうべ挑戦企業支援 ^{貸付}	設備運転	1億円	0.85%	10年(2年)	・事業の拡張や転換を図る方 ・事業拡大を伴う設備投資により新規雇用した方 ・非正規から正規雇用へ転換した方	
	設備及びこれに伴う運転		0.80%			
	運 転			7年(2年)		
こうべ季節 ^{貸付}	運 転	企業 4,000万円 組合 6,000万円	別途定める (前回実施時 1.15%)	6か月	・夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方	

☆神戸市内に主たる事業所があり当該事業に係る市民税を滞納していない方のみ利用できます。
申込みにあたっては神戸市の納税証明書等が必要です。詳細は神戸市HP又は経済政策課（TEL.078-360-3206）にてご確認ください。

(注1) こうべ小規模、こうべ無担保、こうべおうえんについては、神戸市が保証料の2分の1を負担します。 (注2) こうべ若者支援貸付については、神戸市が保証料の全額を負担します。

保地 全球 資環 金境	地球温暖化対策設備 等設置資金	設 備	1 億円	0.70%	15 年(2年)	・ 県内に工場又は事業場を有し、地球温暖化対策及び公害防止のための設備の設置や工場の緑化を行う方
	最新規制適合車等 購入資金		2億8,000万円		10年(2年)	・ 県内に工場又は事業場を有し、最新規制適合車等への代替や、次世代自動車の購入を行う方(代替の場合は、現有自動車の解体廃車が要件)

☆地球温暖化対策設備等設置資金は環境部(地球温暖化対策設備等設置資金担当) TEL.078-362-9081 へ、
最新規制適合車等購入資金については環境部(最新規制適合車等購入資金担当) TEL.078-362-3287 へお問い合わせください。